

糸満市都市公園条例（平成17年糸満市条例第28号）新旧対照表

改正後				改正前			
別表第6（第23条関係） 糸満市西崎球場 （1）野球場を利用する場合				別表第6（第23条関係） 糸満市西崎球場 （1）野球場を利用する場合			
利用区分	練習の場合	大会又は興行の場合		利用区分	練習の場合	大会又は興行の場合	
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
小・中・高校生	2時間につき 590円	1試合につき 1,180円 第2試合からは1試合増す毎に590円追加する。	1試合につき 1,180円 第2試合からは1試合増す毎に590円追加し、 午前 2,350円 午後 2,350円 1日 4,720円 を加算する。	小・中・高校生	2時間につき 540円	1試合につき 1,070円 第2試合からは1試合増す毎に540円追加する。	1試合につき 1,070円 第2試合からは1試合増す毎に540円追加し、 午前 2,140円 午後 2,140円 1日 4,290円 を加算する。
大学生・一般	2時間につき 1,780円	1試合につき 1,780円 第2試合からは1試合増す毎に940円追加する。	1試合につき 1,780円 第2試合からは1試合増す毎に940円追加し、 午前 2,350円 午後 2,350円 1日 4,720円 を加算する。	大学生・一般	2時間につき 1,620円	1試合につき 1,620円 第2試合からは1試合増す毎に850円追加する。	1試合につき 1,620円 第2試合からは1試合増す毎に850円追加し、 午前 2,140円 午後 2,140円 1日 4,290円 を加算する。
職業チーム	午前 7,110円 午後 7,110円	午前 7,110円 午後 7,110円	最高入場料（税込）に100を乗じて得	職業チーム	午前 6,460円 午後 6,460円	午前 6,460円 午後 6,460円	最高入場料（税込）に100を乗じて得

改正後			改正前				
	1日 14,220円 17時以降1時間につき 2,350円	1日 14,220円 17時以降1時間につき 2,350円	た額に上欄の利用料金を加算する。		1日 12,930円 17時以降1時間につき 2,140円	1日 12,930円 17時以降1時間につき 2,140円	た額に上欄の利用料金を加算する。
興行・その他	午前 5,920円 午後 5,920円 1日 11,850円 17時以降1時間につき 1,780円	午前 5,920円 午後 5,920円 1日 11,850円 17時以降1時間につき 1,780円	最高入場料（税込）に100を乗じて得た額に上欄の利用料金を加算する。	興行・その他	午前 5,380円 午後 5,380円 1日 10,770円 17時以降1時間につき 1,620円	午前 5,380円 午後 5,380円 1日 10,770円 17時以降1時間につき 1,620円	最高入場料（税込）に100を乗じて得た額に上欄の利用料金を加算する。

備考

午前とは、9時から13時までをいう。
 午後とは、13時から17時までをいう。
 1日とは、9時から17時までをいう。
 (2) 野球場設備を利用する場合

種類	利用料金	
	4時間以内	8時間以内
場内放送装置一式	590円	1,190円
スコアボード	得点部のみ 2,230円	4,480円
	全面表示（スピードガンを含む） 4,480円	8,950円
屋内ブルペン	1時間につき 610円	
会議室	290円	580円

備考

午前とは、9時から13時までをいう。
 午後とは、13時から17時までをいう。
 1日とは、9時から17時までをいう。
 (2) 野球場設備を利用する場合

種類	利用料金	
	4時間以内	8時間以内
場内放送装置一式	540円	1,080円
スコアボード	得点部のみ 2,030円	4,070円
	全面表示（スピードガンを含む） 4,070円	8,140円
屋内ブルペン	1時間につき 550円	
会議室	260円	530円

改正後			改正前				
本部兼審判室	220円	440円	本部兼審判室	200円	400円		
特観覧席（一室当たり）	220円	440円	特観覧席（一室当たり）	200円	400円		
放送室兼記録室	110円	220円	放送室兼記録室	100円	200円		
エントランスホール（クーラー使用時）	2,960円	5,930円	エントランスホール（クーラー使用時）	2,690円	5,390円		
衛生費	興行	11,860円	23,730円	衛生費	興行	10,780円	21,570円
	大会	1,780円	3,550円		大会	1,620円	3,230円
	練習	1,180円	2,340円		練習	1,070円	2,130円
(3) 夜間照明施設利用料金			(3) 夜間照明施設利用料金				
区分	1時間当たりの利用料金	備考	区分	1時間当たりの利用料金	備考		
小・中・高校生	2,290円	1時間未満でも1時間とみなす。	小・中・高校生	2,080円	1時間未満でも1時間とみなす。		
大学生・一般	3,440円		大学生・一般	3,130円			
職業チーム	5,750円		職業チーム	5,230円			
興行・その他	5,750円		興行・その他	5,230円			
(1)、(2)、(3)を市民以外が利用する場合の利用料金 市民（本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。）以外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に100分の30に相当する金額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。			(1)、(2)、(3)を市民以外が利用する場合の利用料金 市民（本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。）以外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に100分の30に相当する金額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。				

改正後						改正前					
別表第7（第23条関係） 糸満市西崎総合体育館						別表第7（第23条関係） 糸満市西崎総合体育館					
体育館利用料金						体育館利用料金					
(1) 専用利用の利用料金						(1) 専用利用の利用料金					
入場料の有無	利用区分	単価	金額	加算額	備考	入場料の有無	利用区分	単価	金額	加算額	備考
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ及び体育レクリエーションの普及、振興を図る催物の場合	1時間につき	1,780円		1時間未満の場合は、1時間とみなす。	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ及び体育レクリエーションの普及、振興を図る催物の場合	1時間につき	1,620円		1時間未満の場合は、1時間とみなす。
	その他	//	5,920円		//		その他	//	5,380円		//
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ及び体育レクリエーションの普及、振興を図る催物の場合	//	2,960円	最高入場料（税込）に100を乗じて得た額を加算する。	//	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ及び体育レクリエーションの普及、振興を図る催物の場合	//	2,690円	最高入場料（税込）に100を乗じて得た額を加算する。	//
	その他	//	11,860円	//	//		その他	//	10,780円	//	//
(2) 部分利用の利用料金						(2) 部分利用の利用料金					
種類		単価	金額	備考		種類		単価	金額	備考	
バスケットボールコート		1面1時間につき	1,060円	1時間未満の場合は、1時間とみなす。		バスケットボールコート		1面1時間につき	960円	1時間未満の場合は、1時間とみなす。	

改正後				改正前			
バレーボールコート	//	700円	//	バレーボールコート	//	640円	//
バドミントンコート	//	290円	//	バドミントンコート	//	260円	//
ハンドボールコート	//	2,120円	//	ハンドボールコート	//	1,930円	//
卓球	1台1時間につき	110円	//	卓球	1台1時間につき	100円	//
(3) 施設設備の利用料金				(3) 施設設備の利用料金			
種類	単価	金額	備考	種類	単価	金額	備考
多目的体育室	1時間につき	460円	1時間未満の場合は、1時間とみなす。	多目的体育室	1時間につき	420円	1時間未満の場合は、1時間とみなす。
トレーニングルーム	//	230円	//	トレーニングルーム	//	210円	//
会議室	//	230円	//	会議室	//	210円	//
舞台	//	230円	//	舞台	//	210円	//
場内放送施設	//	230円	//	場内放送施設	//	210円	//
電光掲示板	//	230円	//	電光掲示板	//	210円	//
電灯（1灯につき）	//	40円	//	電灯（1灯につき）	//	36円	//
衛生費	大会	450円	//	衛生費	大会	410円	//
	興行	2,960円	//		興行	興行	2,690円
ジョギングコース	//	60円	//	ジョギングコース		//	50円
シャワー	1人1回につき	110円		【新設】			
市民以外が利用する場合の利用料金 市民（本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に100				市民以外が利用する場合の利用料金 市民（本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に100			

改正後				改正前			
分の30に相当する金額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。				分の30に相当する金額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。			
別表第8（第23条関係） 糸満市西崎多目的広場				別表第8（第23条関係） 糸満市西崎多目的広場			
施設専用利用料金				施設専用利用料金			
利用目的	利用区分	利用料金		利用目的	利用区分	利用料金	
		基本利用は、 2時間	延長1時間あ たり			基本利用は、 2時間	延長1時間あ たり
各種スポーツ及び 体育レクリエーシ ョンの普及振興の ための催し物又は これらの練習等の ための利用	小・中・高校生	1,130円	570円	各種スポーツ及び 体育レクリエーシ ョンの普及振興の ための催し物又は これらの練習等の ための利用	小・中・高校生	1,030円	520円
	大学生・一般・団体・ その他	2,290円	1,130円		大学生・一般・団体・ その他	2,080円	1,030円
その他の催し物の ための利用	小・中・高校生	2,290円	1,130円	その他の催し物の ための利用	小・中・高校生	2,080円	1,030円
	大学生・一般・団体・ その他	4,600円	2,290円		大学生・一般・団体・ その他	4,180円	2,080円
夜間照明施設利用料金				夜間照明施設利用料金			
団体名	夜間照明を利用する場 合の1時間あたりの利 用料金	備考		団体名	夜間照明を利用する場 合の1時間あたりの利 用料金	備考	
小・中・高校生	1,130円	1時間未満でも1時間とみ なす。		小・中・高校生	1,030円	1時間未満でも1時間とみ なす。	
一般・団体・大学 生	2,290円						
職業チーム	5,750円						
小・中・高校生	1,030円	1時間未満でも1時間とみ なす。		小・中・高校生	1,030円	1時間未満でも1時間とみ なす。	
一般・団体・大学 生	2,080円						
職業チーム	5,230円						

改正後							改正前						
その他		11,520円					その他		10,470円				
市民以外が利用する場合の利用料金 市民（本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に100分の30に相当する金額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。							市民以外が利用する場合の利用料金 市民（本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に100分の30に相当する金額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。						
別表第9（第23条関係） 糸満市西崎陸上競技場 (1) 専用利用の利用料金							別表第9（第23条関係） 糸満市西崎陸上競技場 (1) 専用利用の利用料金						
利用目的	入場料の有無	利用区分	利用料金				利用目的	入場料の有無	利用区分	利用料金			
陸上競技 その他の アマチュア スポーツ 又はアマ チュア スポーツ 以外のス ポーツ及 び体育・ レクリエ ーション の普及振 興のため の催物に 専用す	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該利用料金のほか、最高入場料（税込）に100を乗じて得た額を加算する。				陸上競技 その他の アマチュア スポーツ 又はアマ チュア スポーツ 以外のス ポーツ及 び体育・ レクリエ ーション の普及振 興のため の催物に 専用す	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該利用料金のほか、最高入場料（税込）に100を乗じて得た額を加算する。			
	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）		児童・生徒	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）	
		一般・学生	2,870円	2,870円	5,750円	800円		一般・学生	2,610円	2,610円	5,230円	730円	
		職業チーム	5,750円	5,750円	11,520円	1,610円		職業チーム	5,230円	5,230円	10,470円	1,460円	
			16,800円	16,800円	33,610円	4,700円				15,270円	15,270円	30,550円	4,270円

改正後							改正前						
る。							る。						
同上の練習のために専用する。			入場料徴収の有無、利用区分及び時間区分に応じ、それぞれの額の2分の1とする。				同上の練習のために専用する。			入場料徴収の有無、利用区分及び時間区分に応じ、それぞれの額の2分の1とする。			
その他の催物に専用する。	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該利用料金のほか、最高入場料（税込）に200を乗じて得た額を加算する。				その他の催物に専用する。	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該利用料金のほか、最高入場料（税込）に200を乗じて得た額を加算する。			
	入場料を徴収しない場合		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）		入場料を徴収しない場合		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）
			11,520円	11,520円	23,030円	3,440円				10,470円	10,470円	20,940円	3,130円
衛生費	興行	4時間以内	11,520円		8時間以内	23,030円	衛生費	興行	4時間以内	10,470円		8時間以内	20,940円
	大会	4時間以内	1,720円		8時間以内	3,440円		大会	4時間以内	1,560円		8時間以内	3,130円

改正後							改正前								
(2) 個人及び団体練習の利用料金							(2) 個人及び団体練習の利用料金								
利用目的	利用区分		利用料金				備考	利用目的	利用区分		利用料金				備考
			9時～ 13時	13時 ～17 時	17時 ～22 時	回数券					9時～ 13時	13時 ～17 時	17時 ～22 時	回数券	
陸上競技 その他の アマチュ アスポー ツ及び体 育レクリ エーショ ンの練習 に利用す る。	個人	児童・ 生徒	60円	60円	60円	11枚 60 0円	利用者が利 用の際屋外 照明を点灯 している場 合には、1 人につき児 童・生徒は 30円、一 般・学生は 60円を利 用料金に加 算して徴収 する。	個人	児童・ 生徒	50円	50円	50円	11枚 50 0円	利用者が利 用の際屋外 照明を点灯 している場 合には、1 人につき児 童・生徒は 30円、一 般・学生は 50円を利 用料金に加 算して徴収 する。	
		一般・ 学生	110 円	110 円	110 円	11枚 1,1 00円				一般・ 学生	100 円	100 円	100 円		11枚 1,0 00円
	団体	(1) 50人以上100人未満の 場合は、1人につき個人利用料 金の1割引 (2) 100人以上200人未満 の場合は、1人につき個人利用 料金の2割引 (3) 200人以上の場合は、1 人につき個人利用料金の3割引				(1) 50人以上100人未満の 場合は、1人につき個人利用料 金の1割引 (2) 100人以上200人未満 の場合は、1人につき個人利用 料金の2割引 (3) 200人以上の場合は、1 人につき個人利用料金の3割引									

改正後					改正前						
(3) 施設設備の利用料金					(3) 施設設備の利用料金						
種類	利用料金				種類	利用料金					
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）		
場内放送装置	1,130円	1,130円	2,280円	570円	場内放送装置	1,030円	1,030円	2,070円	520円		
会議室	570円	570円	1,130円	570円	会議室	520円	520円	1,030円	520円		
	クーラー使用の場合は1時間（1時間未満は1時間とする。）につき570円加算					クーラー使用の場合は1時間（1時間未満は1時間とする。）につき520円加算					
屋外照明 専用利用の場合のみ 徴収する。	児童・生徒	全点灯	1時間につき 0円		児童・生徒	全点灯	1時間につき 0円				
		2分の1点灯	1時間につき 680円			2分の1点灯	1時間につき 620円				
	一般・学生	全点灯	1時間につき 0円		一般・学生	全点灯	1時間につき 0円				
		2分の1点灯	1時間につき 0円			2分の1点灯	1時間につき 0円				
シャワー	1人1回につき			110円	【新設】						
(4) 用器具の利用料金					(4) 用器具の利用料金						
種類	利用料金	種類	利用料金	種類	利用料金	種類	利用料金	種類	利用料金		
写真判定機	17,270円	3,000m 障害代用縁石	110円	走幅・三段跳距離 測定器	110円	写真判定機	15,700円	3,000m 障害代用縁石	100円	走幅・三段跳距離 測定器	100円

改正後					改正前						
決勝計時審判台	110円	走高跳用器具一式	110円	通告用ボックス	110円	決勝計時審判台	100円	走高跳用器具一式	100円	通告用ボックス	100円
スターター用拡声器一式	110円	棒高跳用器具一式	110円	フィールド競技用ペグ一式	110円	スターター用拡声器一式	100円	棒高跳用器具一式	100円	フィールド競技用ペグ一式	100円
ハードル一式	110円	フィールド成績表示器	110円	テント	110円	ハードル一式	100円	フィールド成績表示器	100円	テント	100円
3,000m障害物一式	110円	投てき距離表示器	110円	Y O 式スタート発信装置	110円	3,000m障害物一式	100円	投てき距離表示器	100円	Y O 式スタート発信装置	100円

※ 上記以外の用器具1点につき 50円

※ 上記以外の用器具1点につき 50円

市民以外が利用する場合の利用料金

市民（本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金は、上記(1)、(2)、(3)及び(4)の表に定める利用料金に100分の30に相当する金額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

市民以外が利用する場合の利用料金

市民（本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金は、上記(1)、(2)、(3)及び(4)の表に定める利用料金に100分の30に相当する金額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第10（第23条関係）

糸満市西崎プール

	利用区分	利用料金	備考
供用利用	一般・大学生（市内）	1人1回につき 800円 屋内・屋外プール利用 （回数券11回分 8,000円） （1か月定期券 8,000円）	

別表第10（第23条関係）

糸満市西崎プール

	利用区分	利用料金	備考
供用利用	一般 大学生	1人1回につき 620円 屋内・屋外プール利用 （回数券11回分 6,200円） （1か月定期券 6,200円）	

改正後		改正前	
	<p>円) 1人1回につき 600円 屋内プ ール利用 (回数券11回分 6,000 円) (1か月定期券 6,000 円)</p>		<p>円) 1人1回につき 520円 屋内プ ール利用 (回数券11回分 5,200 円) (1か月定期券 5,200 円)</p>
一般・大学生(市 外)	<p>1人1回につき 1,000円 屋 内・屋外プール利用 (回数券11回分 10,000 円) (1か月定期券 10,000 円) 1人1回につき 800円 屋内プ ール利用 (回数券11回分 8,000 円) (1か月定期券 8,000 円)</p>	〔新設〕	
高校生(市内)	<p>1人1回につき 600円 屋内・屋 外プール利用 (回数券11回分 6,000 円) (1か月定期券 6,000 円) 1人1回につき 500円 屋内プ ール利用 (回数券11回分 5,000 円)</p>	〔新設〕	

改正後		改正前	
	<p>0円)</p> <p>(1か月定期券 5,000円)</p>		
高校生(市外)	<p>1人1回につき 800円 屋内・屋外プール利用</p> <p>(回数券11回分 8,000円)</p> <p>(1か月定期券 8,000円)</p> <p>1人1回につき 700円 屋内プール利用</p> <p>(回数券11回分 7,000円)</p> <p>(1か月定期券 7,000円)</p>	[新設]	
児童・小中学生(市内)	<p>1人1回につき 500円 屋内・屋外プール利用</p> <p>(回数券11回分 5,000円)</p> <p>(1か月定期券 5,000円)</p> <p>1人1回につき 400円 屋内プール利用</p> <p>(回数券11回分 4,000円)</p> <p>(1か月定期券 4,000円)</p>	<p>児童・生徒(小・中・高生)</p> <p>1人1回につき 410円 屋内・屋外プール利用</p> <p>(回数券11回分 4,100円)</p> <p>(1か月定期券 4,100円)</p> <p>1人1回につき 300円 屋内プール利用</p> <p>(回数券11回分 3,000円)</p> <p>(1か月定期券 3,000円)</p>	

改正後		改正前	
児童・小中学生 (市外)	<p>1人1回につき 700円 屋内・屋外プール利用</p> <p>(回数券11回分 7,000円)</p> <p>(1か月定期券 7,000円)</p> <p>1人1回につき 500円 屋内プール利用</p> <p>(回数券11回分 5,000円)</p> <p>(1か月定期券 5,000円)</p>	[新設]	
幼児(市内)	<p>1人1回につき 200円 屋内・屋外プール利用</p> <p>(回数券11回分 2,000円)</p> <p>(1か月定期券 2,000円)</p> <p>1人1回につき 200円 屋内プール利用</p> <p>(回数券11回分 2,000円)</p> <p>(1か月定期券 2,000円)</p>	幼児	<p>1人1回につき 200円 屋内・屋外プール利用</p> <p>(回数券11回分 2,000円)</p> <p>(1か月定期券 2,000円)</p> <p>1人1回につき 200円 屋内プール利用</p> <p>(回数券11回分 2,000円)</p> <p>(1か月定期券 2,000円)</p>
幼児(市外)	<p>1人1回につき 300円 屋内・屋外プール利用</p> <p>(回数券11回分 3,000円)</p>	[新設]	

改正後			改正前		
		(1か月定期券 3,000円) 1人1回につき 300円 屋内プール利用 (回数券11回分 3,000円) (1か月定期券 3,000円)			
	付添見学者 (市内)	1人1回につき 400円		付添見学者	1人1回につき 300円
	付添見学者 (市外)	1人1回につき 500円		〔新設〕	
専用利用	一般・大学生25mプール (市内)	1コース1時間につき 1,200円 ただし、プール利用料金は、別料金	専用利用	一般・大学生25mプール	1コース1時間につき 1,030円 ただし、プール利用料金は、別料金
	一般・大学生25mプール (市外)	1コース1時間につき 1,600円 ただし、プール利用料金は、別料金		〔新設〕	
	高校生25mプール (市内)	1コース1時間につき 1,000円 ただし、プール利用料金は、別料金		〔新設〕	
	高校生25mプール (市外)	1コース1時間につき 1,300円 ただし、プール利用料金は、別料金		〔新設〕	
	児童・小中学生25mプール (市内)	1コース1時間につき 500円 ただし、プール利用料金は、別料金		児童・生徒 25mプール	1コース1時間につき 410円 ただし、プール利用料金は、別料金
	児童・小中学生25mプール (市外)	1コース1時間につき 700円 ただし、プール利用料金は、別料金		〔新設〕	

改正後				改正前			
〔削る〕				市民以外が利用する場合の利用料金			
				市民（本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に100分の30に相当する金額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。			
別表第11（第23条関係） 糸満市西崎庭球場、西崎近隣公園庭球場、みなと公園庭球場 (1) 庭球場利用料金				別表第11（第23条関係） 糸満市西崎庭球場、西崎近隣公園庭球場、みなと公園庭球場 (1) 庭球場利用料金			
庭球場	利用区分	利用料金	備考	庭球場	利用区分	利用料金	備考
西崎庭球場	小・中・高校生	1面1時間につき 170円	1時間未満の場合は、1時間とみなす。	西崎庭球場	小・中・高校生	1面1時間につき 150円	1時間未満の場合は、1時間とみなす。
	一般・大学生	1面1時間につき 280円			一般・大学生	1面1時間につき 250円	
西崎近隣公園庭球場・ みなと公園庭球場	小・中・高校生	1面1時間につき 110円	1時間未満の場合は、1時間とみなす。	西崎近隣公園庭球場・ みなと公園庭球場	小・中・高校生	1面1時間につき 100円	1時間未満の場合は、1時間とみなす。
	一般・大学生	1面1時間につき 220円			一般・大学生	1面1時間につき 200円	
(2) 施設設備の利用料金				(2) 施設設備の利用料金			
利用区分	利用料金	備考		利用区分	利用料金	備考	
野外照明	1面1時間につき 220円	1時間未満の場合は、1時間とみなす。		野外照明	1面1時間につき 200円	1時間未満の場合は、1時間とみなす。	
放送器具利用の電気施設	1面1時間につき 110円		放送器具利用の電気施設	1面1時間につき 100円			

改正後				改正前			
市民以外が利用する場合の利用料金 市民（本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金は、上記（１）及び（２）の表に定める利用料金に１００分の３０に相当する金額を加算した額とする。この場合において、１０円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。				市民以外が利用する場合の利用料金 市民（本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金は、上記（１）及び（２）の表に定める利用料金に１００分の３０に相当する金額を加算した額とする。この場合において、１０円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。			
別表第１２（第２３条関係）				別表第１２（第２３条関係）			
南浜公園多目的広場				南浜公園多目的広場			
施設利用料金				施設利用料金			
利用目的	利用区分	利用料金		利用目的	利用区分	利用料金	
		基本利用は、２時間	延長１時間あたり			基本利用は、２時間	延長１時間あたり
スポーツ競技及び 体育レクリエーシ ョンの普及振興の ための催し物又は これらの練習等の ための利用	小・中・ 高校生	２時間につき 30円	1, 1 570円	スポーツ競技及び 体育レクリエーシ ョンの普及振興の ための催し物又は これらの練習等の ための利用	小・中・ 高校生	２時間につき 30円	1, 0 520円
	大学生・ 一般・団 体・その 他	２時間につき 90円	2, 2 1, 130円		大学生・ 一般・団 体・その 他	２時間につき 80円	2, 0 1, 030円
その他の催し物の ための利用	小・中・ 高校生	２時間につき 90円	2, 2 1, 130円	その他の催し物の ための利用	小・中・ 高校生	２時間につき 80円	2, 0 1, 030円
	大学生・ 一般・団 体・その 他	２時間につき 00円	4, 6 2, 290円		大学生・ 一般・団 体・その 他	２時間につき 80円	4, 1 2, 080円
夜間照明設備利用料金				夜間照明設備利用料金			

改正後		改正前	
利用料金	備考	利用料金	備考
夜間照明を利用する場合の1時間当たりの利用料金 2,870円	1時間未満の場合でも1時間とみなす。	夜間照明を利用する場合の1時間当たりの利用料金 2,610円	1時間未満の場合でも1時間とみなす。
市民以外が使用する場合の利用料金 市民（本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に100分の30に相当する金額を加算した額とする。この場合において10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。		市民以外が使用する場合の利用料金 市民（本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に100分の30に相当する金額を加算した額とする。この場合において10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	
別表第13（第23条関係） 南浜公園市民広場		別表第13（第23条関係） 南浜公園市民広場	
夜間照明設備利用料金		夜間照明設備利用料金	
利用料金	備考	利用料金	備考
夜間照明を利用する場合の1時間当たりの利用料金 1,130円	1時間未満の場合でも1時間とみなす。	夜間照明を利用する場合の1時間当たりの利用料金 1,030円	1時間未満の場合でも1時間とみなす。
市民以外が使用する場合の利用料金 市民（本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に100分の30に相当する金額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。		市民以外が使用する場合の利用料金 市民（本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に100分の30に相当する金額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	

改正後		改正前	
別表第14（第23条関係） 南浜公園ゲートボール場		別表第14（第23条関係） 南浜公園ゲートボール場	
夜間照明設備利用料金		夜間照明設備利用料金	
利用料金	備考	利用料金	備考
夜間照明を利用する場合の1時間あたりの利用料金 570円	1時間未満の場合でも1時間とみなす。	夜間照明を利用する場合の1時間あたりの利用料金 520円	1時間未満の場合でも1時間とみなす。
市民以外が使用する場合の利用料金 市民（本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に100分の30に相当する金額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。		市民以外が使用する場合の利用料金 市民（本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に100分の30に相当する金額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	
別表第15（第23条関係） 北波平武富公園多目的広場		別表第15（第23条関係） 北波平武富公園多目的広場	
夜間照明設備利用料金		夜間照明設備利用料金	
利用料金	備考	利用料金	備考
夜間照明を利用する場合の1時間あたりの利用料金 280円	1時間未満の場合でも1時間とみなす。	夜間照明を利用する場合の1時間あたりの利用料金 250円	1時間未満の場合でも1時間とみなす。
市民以外が使用する場合の利用料金 市民（本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に100分の30に相当する金額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。		市民以外が使用する場合の利用料金 市民（本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に100分の30に相当する金額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	

改正後				改正前			
別表第17（第23条関係） 西崎近隣公園野球場、南近隣公園多目的広場、ロンドン杜公園多目的広場				別表第17（第23条関係） 西崎近隣公園野球場、南近隣公園多目的広場、ロンドン杜公園多目的広場			
施設専用利用料金				施設専用利用料金			
利用目的	利用区分	利用料金		利用目的	利用区分	利用料金	
		基本利用は、2時間	延長1時間あたり			基本利用は、2時間	延長1時間あたり
各種スポーツ及び体育レクリエーションの普及振興のための催し物又はこれらの練習等のための利用	小・中・高校生	1,130円	570円	各種スポーツ及び体育レクリエーションの普及振興のための催し物又はこれらの練習等のための利用	小・中・高校生	1,030円	520円
	大学生・一般・団体・その他	2,290円	1,130円		大学生・一般・団体・その他	2,080円	1,030円
その他の催し物のための利用	小・中・高校生	2,290円	1,130円	その他の催し物のための利用	小・中・高校生	2,080円	1,030円
	大学生・一般・団体・その他	4,600円	2,290円		大学生・一般・団体・その他	4,180円	2,080円
市民以外が使用する場合の利用料金 市民（本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に100分の30に相当する金額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。				市民以外が使用する場合の利用料金 市民（本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に100分の30に相当する金額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。			

改正後				改正前			
別表第18（第23条関係） 西崎親水公園（10工区）				別表第18（第23条関係） 西崎親水公園（10工区）			
広場専用利用料金				広場専用利用料金			
利用目的	利用区分	利用料金		利用目的	利用区分	利用料金	
		基本利用は、2時間	延長1時間あたり			基本利用は、2時間	延長1時間あたり
各種スポーツ及び体育レクリエーションの普及振興のための催し物又はこれらの練習等のための利用	小・中・高校生	610円	310円	各種スポーツ及び体育レクリエーションの普及振興のための催し物又はこれらの練習等のための利用	小・中・高校生	550円	280円
	大学生・一般・団体・その他	1,130円	570円		大学生・一般・団体・その他	1,030円	520円
その他の催し物のための利用	小・中・高校生	1,130円	570円	その他の催し物のための利用	小・中・高校生	1,030円	520円
	大学生・一般・団体・その他	2,290円	1,190円		大学生・一般・団体・その他	2,080円	1,080円
市民以外が使用する場合は利用料金 市民（本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に100分の30に相当する金額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。				市民以外が使用する場合は利用料金 市民（本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に100分の30に相当する金額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。			

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。